

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平戸市は、母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

長崎県平戸市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、妊娠・低体重児の届出、母子保健手帳の交付、妊娠婦・新生児・未熟児の訪問指導、健康診査、保健指導、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">① 妊娠婦等への保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨② 新生児の訪問指導の実施③ 幼児等への健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨④ 妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査⑤ 母子健康手帳の交付⑥ 妊娠婦の訪問指導の実施又は健康診査を受けることの勧奨⑦ 低体重児の訪問指導の実施⑧ 未熟児の訪問指導の実施⑨ 母子保健に関する相談及び支援計画の作成事務⑩ 産後ケア事業の実施⑪ 養育医療の給付⑫ 養育医療の費用の徴収⑬ こども家庭センターの事業の実施
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル 訪問記録ファイル 妊娠健診ファイル 乳幼児健診ファイル 健診対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 70の項 平成26年内閣府・総務省令第5号 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) ・母子保健に係る情報については、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。</p> <p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表 70の項</p> <p>・番号法第19条第8号及び別表第二番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(情報特定個人番号利用事務)に「母子保健法」が含まれる項(95、95の2、96の項)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる 項(48、71、80、95、102、125、155の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部こども未来課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 福祉部こども未来課 TEL0950-22-9136

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 総務部総務課 TEL0950-22-9100
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人以上 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務については、対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。 システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。 委託先の選定に当たっては、委託先の設備、経営状況、従業者に対する監督・教育の状況等を確認し、当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。また、契約書において、平戸市個人情報保護条例及び個人情報取扱特記事項の順守を義務付けている。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発]
<選択肢>	
	<ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠	市の研修計画に従い、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。	
-------	--	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	事務長 塚本 真実	事務長 尾崎 利美	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策			事前	様式変更に伴うもの
令和1年6月26日	5①部署	平戸市保健センター	福祉部こども未来課	事後	組織再編に伴う変更のため
令和1年6月26日	5②所属長の役職名	事務長 尾崎 利美	課長	事前	様式変更に伴うもの
令和1年6月26日	7請求先	〒859-4807 長崎県平戸市田平町里免90番地 市民福祉部 保健センター 問い合わせ先 電話番号 0950-57-0977	〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地 3 福祉部こども未来課 TEL:0950-22-4111	事後	組織再編に伴う変更のため
令和2年9月1日	7請求先	22-4111	22-9136	事後	電話番号の変更によるもの
令和2年9月1日	8連絡先	22-4111	22-9100	事後	電話番号の変更によるもの
令和4年3月11日	②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 母子保健に係る情報については、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 70の項	(情報提供の根拠) 母子保健に係る情報については、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 70の項	事後	法令改正に伴うもの
令和4年3月11日	II しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和5年9月8日	II しきい値判断項目	令和4年3月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和7年1月29日	1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(記載のとおり)	(平成26年内閣府・総務省令第5号 第40条に記載の事務) 以下の項目の追加 ⑨ 母子保健に関する相談及び支援計画の作成事務 ⑩ 産後ケア事業の実施 ⑪ 養育医療の給付 ⑫ 養育医療の費用の徴収 ⑬ こども家庭センターの事業の実施	事後	法令改正に伴うもの
令和7年1月29日	3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 49の項 平成26年内閣府・総務省令第5号 第40条	番号法第9条第1項 別表 70の項 平成26年内閣府・総務省令第5号 第40条	事後	法令改正に伴うもの
令和7年1月29日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 49の項	番号法第9条第1項 別表 70の項	事後	法令改正に伴うもの
令和7年1月29日	8. 人手を介在させる作業			事後	様式変更に伴うもの
令和7年1月29日	11.最も優先度が高いと考えられる対策			事後	様式変更に伴うもの
令和7年11月28日	表紙 公表日	令和7年1月29日	令和7年12月1日	事前	システム標準化に伴うもの
令和7年11月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	システム標準化に伴うもの
令和7年11月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 母子保健に係る情報については、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表 70の項	・番号法第19条第8号 及び別表第二番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(情報特定個人番号利用事務)に「母子保健法」が含まれる項(95、95の2、96の項) (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(48、71、80、95、102、125、155の項)	事前	システム標準化に伴うもの